

## 和牛遺伝資源関連 2 法案のポイント

## 1 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、  
①詐欺・<sup>さぎ</sup>窃盗<sup>せつとう</sup>により取得したものや、他人から預かったものを不正に取得したもの
  - ②国内利用に限定する契約に違反して輸出しようとしたもの
  - ③上記①・②を使って生産された子牛や受精卵
  - ④更に、上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵等に対して差止請求ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に転売を受けた者（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても差止請求ができることとする。
  - ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、**刑事罰を措置**（②の契約違反型に係るものは対象外）  
具体的には、  
個人は10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（両方の場合あり）  
法人は3億円以下の罰金

## 2 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

- ・精液・受精卵について、家畜人工授精所以外での保存禁止を法定化  
家畜人工授精所から生産・流通状況等の行政への定期報告を義務化
- ・和牛の精液等（告示で指定予定）については、ストローへの種雄牛名の表示を義務化、在庫管理・譲渡等の記録を厳格化
- ・新たな規制への違反等に対する罰則の導入（百万円以下の罰金等）

# 和牛遺伝資源関連 2 法案の概要

○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産的価値の保護の強化に向けて、以下の関連法案を今国会に提出。

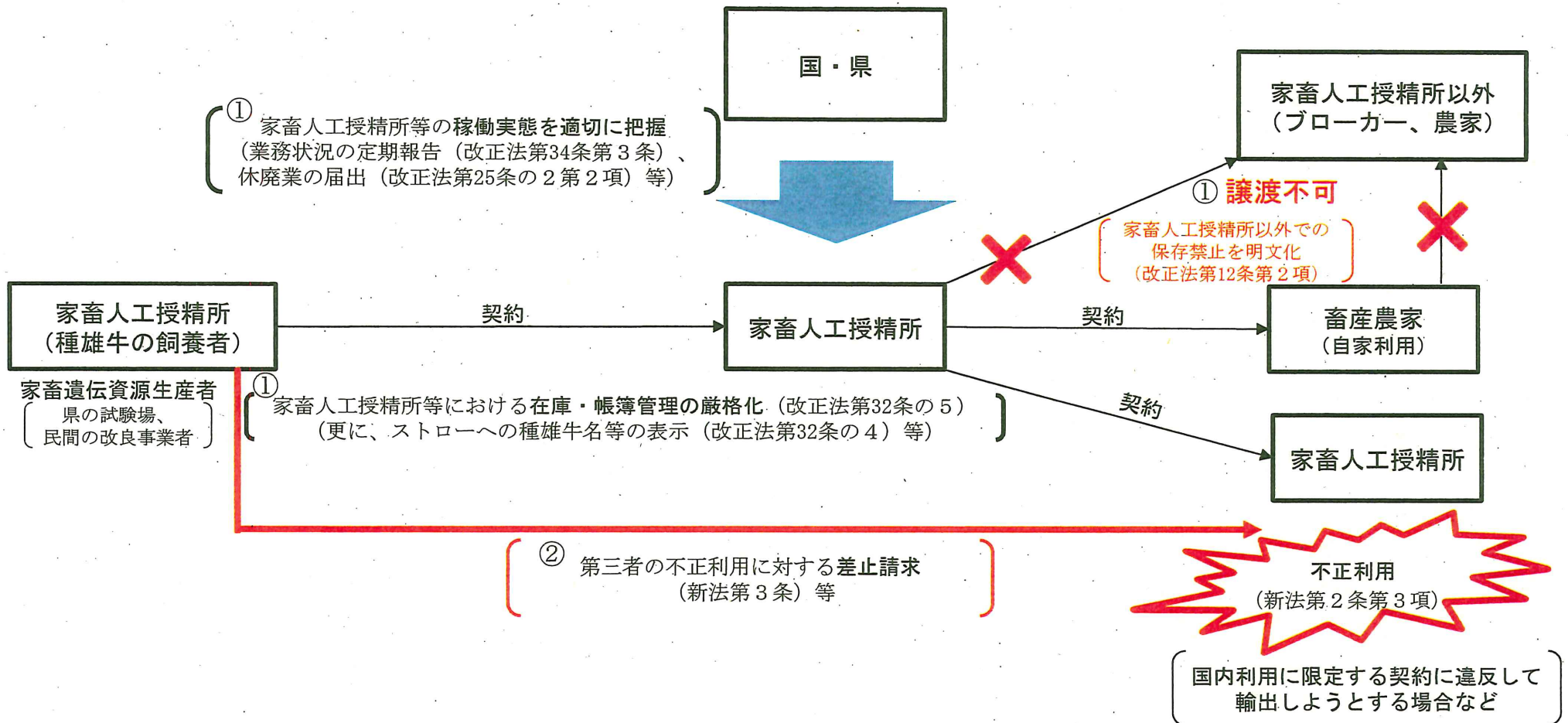
① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（改正法）

- ア 家畜人工授精用精液・受精卵の流通等に関する規制の強化（家畜人工授精所を介さない流通の排除（第12条第2項、第14条第3項）、ストローへの種雄牛名等の表示義務（第32条の4）など）
- イ 家畜人工授精所の稼働実態を適切に把握する仕組みの創設（在庫・帳簿管理の厳格化（第32条の5）、業務状況の定期報告（第34条第3項）など）

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（新法）

- ・ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（定義（第2条）、差止請求（第3条）、損害賠償（第4条）など）

2

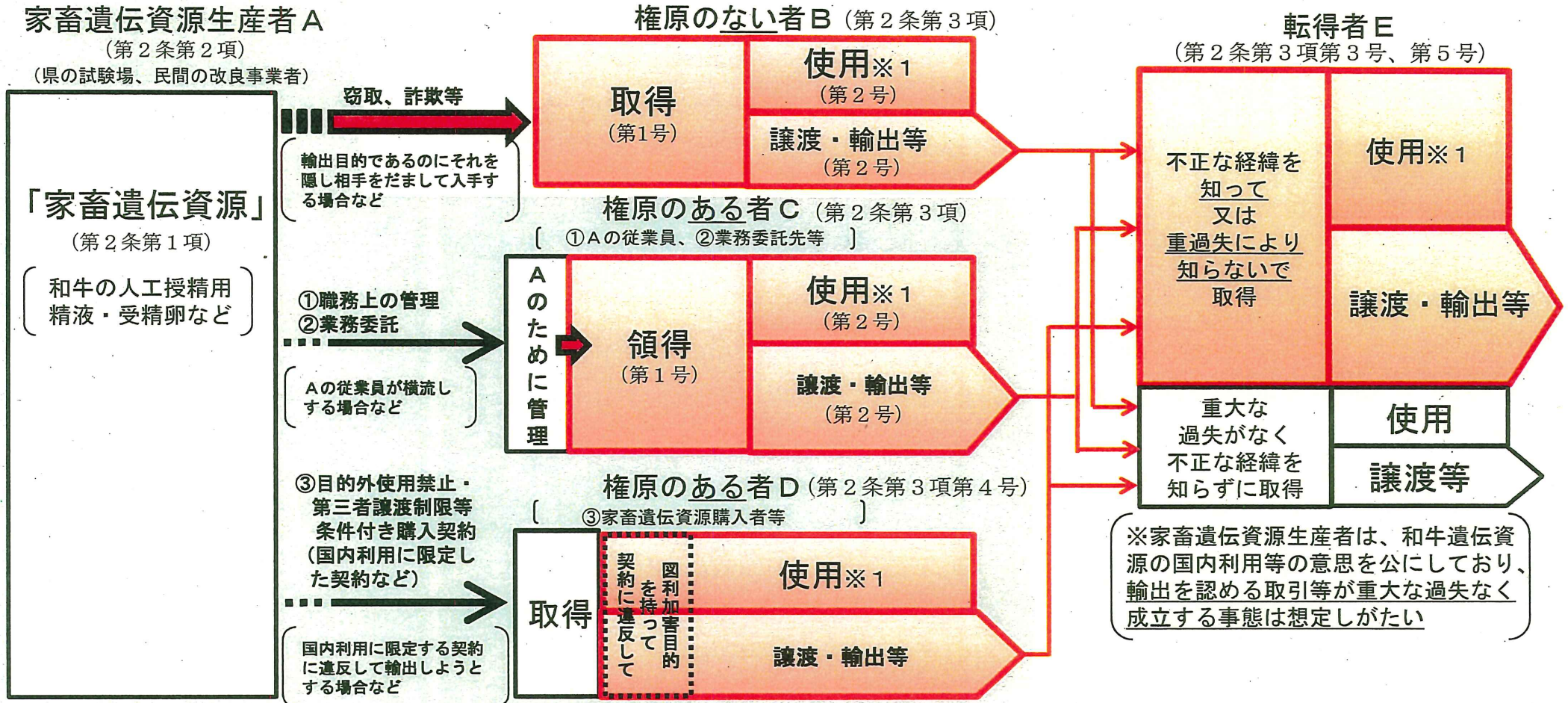




# 家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

## ◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用 (第2条第3項第6号～第13号)  
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等 (不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。) } 国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮

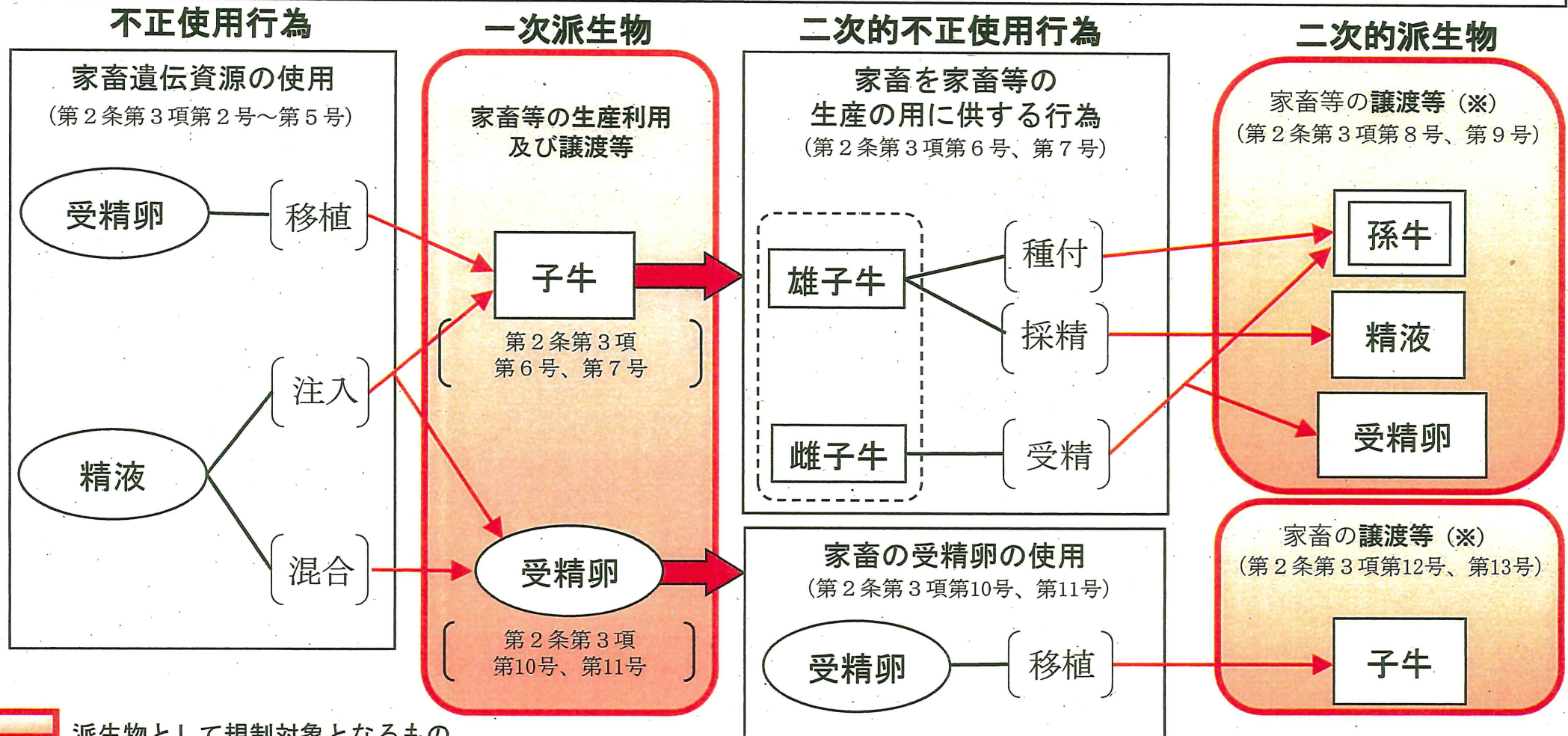
※2 差止請求ができる窃取・詐欺等(上記B)や不正領得(上記C)などのうち、悪質性の高い不正行為(不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの)については、罰則も措置 (第18条、第19条)



# 家畜遺伝資源の使用により生産された子牛等（派生物）の取扱い

- 家畜の拡大再生産による被害拡大を防止できるよう、家畜遺伝資源の「使用」により生じた派生物（子牛、受精卵等）についても規制の対象とする。
- 派生物については、精液・受精卵それぞれについて、不正「使用」行為の回数により、一次派生物と二次派生物と位置付けることとする。
- 派生物に係る行為規制の範囲は、取引の安全、家畜の改良増殖の円滑な実施に配慮し、一次派生物の生産利用及び譲渡等、二次派生物の譲渡等までとする。

4



  派生物として規制対象となるもの  
(取得時に不正な経緯を知っていた場合又は重大な過失により知らなかった場合)

※ 生産利用は対象外

令和 2 年 2 月  
農 林 水 産 省

## I 趣 旨

最近の家畜人工受精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に対応し、家畜人工授精用精液等の不適切な流通等を防止するため、その保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずる。

## II 法案の概要

### (1) 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

(第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 34 条)

- ① 家畜人工授精所の開設者は、毎年、家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況を都道府県知事に報告しなければならないこととする。
- ② 家畜人工授精用精液等の適切な保存を確保するため、家畜人工授精所等以外の場所で保存してはならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることなど一定の基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止する。
- ④ 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由を厳格化する。

### (2) 特に適正な流通の確保が必要な家畜人工授精用精液等に対する追加的な規制の整備

(第 32 条の 2、第 32 条の 4、第 32 条の 5、第 34 条)

- ① 農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなど特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を「特定家畜人工授精用精液等」(\*)として指定することができるようにする。  
※ 和牛の家畜人工授精用精液等を想定。
- ② 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称等の表示をしなければならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10 年間保存しなければならないこととする。
- ④ 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液に係る規定の施行に必要な限度において、家畜人工授精所の開設者、生産者等から報告を求めることができるようにする。

### (3) 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

(第 32 条の 6、第 35 条の 4、第 38 条から第 42 条まで)

- ① 農林水産大臣は、(2) ②又は③に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができるようにする。
- ② 農林水産大臣(\*)又は都道府県知事は、(1) ③に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者等に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるようにする。  
※ (2) ①の「特定家畜人工授精用精液等」に限る。
- ③ 新たな規制措置についての違反に対する罰則の導入等を措置する。

## III 施行期日

施行期日は、公布日から 6 か月以内の政令で定める日とする。



# 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

## 改正の概要

### 1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

### 2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「**特定家畜人工授精用精液等**」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液等を想定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
  - 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
  - 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



### 3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
    - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
    - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
  - 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
    - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1項第1号)
    - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第1項第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

## 施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

## KPI

精液等の遺伝資源の不正流通を防止し、和牛の国際的競争優位性を守ることで、輸出を促進し、和牛の生産量を2035年度までに30万トンまで拡大